

介護保険制度改革のポイント 〈平成30年度〉

平成 30 年 4 月から

●介護医療院が創設されました

「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院が創設されました。

●共生型サービスが創設されました

介護保険と障害福祉の制度に新たに共生型サービスが創設されました。これにより、障害福祉サービスの利用者が高齢者となったときでも、引き続き同じ事業所で介護保険のサービスを受けられるようになりました。

●65歳以上の方の保険料段階を判定する基準が一部変わりました

保険料の段階を判定する基準として、合計所得金額から、土地や建物の譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用いることになりました。

併せて、保険料の段階の第1段階から第5段階を判定する基準として、合計所得金額から、年金収入にかかる所得を控除した額を用いることになりました。

平成 30 年 8 月から

●一定以上の所得がある方は利用者負担割合が変わります

利用者負担割合が2割の方のうち、特に所得の高い方がサービスを利用したときの利用者負担割合が3割になります。ただし、月額44,400円の負担の上限があります。

平成 30 年 10 月から

●福祉用具の貸与価格に上限が設定されます

商品ごとの全国平均貸与価格の公表と貸与価格の上限設定がおこなわれ、福祉用具の貸与を受ける際には、事業者から全国平均貸与価格とその事業者の貸与価格の両方の説明を受けることとなります。なお、平成30年4月からは、機能や価格帯の異なる複数の商品の提示を受け、福祉用具を選ぶことができるようになりました。